

島根大学医学部附属病院における治験に係る標準手順書及び書式の改正について(2016.12)

No.	改正	現行	改正理由
1	<p>P67 別紙3 再生医療等製品の治験に係る経費算出基準 I. 契約単位で算定する経費 1 直接経費 (4)契約準備費 当該治験を開始するための基本的準備に要する経費 算出基準 … ポイント数 × 7,000円 ポイント数の算出等は別表2のとおり ただし、「O症例発表、P承認申請に使用される文書等の作成」については症例数を乗じないものとする。</p>	<p>P67 別紙3 再生医療等製品の治験に係る経費算出基準 I. 契約単位で算定する経費 1 直接経費 (4)契約準備費 当該治験を開始するための基本的準備に要する経費 算出基準 … ポイント数 × 7,000円 ポイント数の算出等は別表2(L~N)のとおり ただし、「L症例発表、M承認申請に使用される文書等の作成」については症例数を乗じないものとする。</p>	再生医療等製品の治験に関するポイント表の見直しに伴う改正
2	<p>P68 II. 症例単位で算定する経費 1 直接経費 (1)臨床試験研究経費 当該治験に関連して必要となる研究経費(類似機器の研究、対象疾病の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等作成) 算出基準 … ポイント数 × 7,000円 × 症例数 ポイント数の算出等は別表2のとおり ただし、「O症例発表、P承認申請に使用される文書等の作成」については症例数を乗じないものとする。</p>	<p>P68 II. 症例単位で算定する経費 1 直接経費 (1)臨床試験研究経費 当該治験に関連して必要となる研究経費(類似機器の研究、対象疾病の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等作成) 算出基準 … ポイント数 × 7,000円 × 症例数 ポイント数の算出等は別表2(A~K)のとおり ただし、「L症例発表、M承認申請に使用される文書等の作成」については症例数を乗じないものとする。</p>	再生医療等製品の治験に関するポイント表の見直しに伴う改正
3	<p>P77 別紙6 再生医療等製品の製造販売後臨床試験に係る経費算出基準 I. 契約単位で算定する経費 1 直接経費 (4)契約準備費 当該製造販売後臨床試験を開始するための基本的準備に要する経費 算出基準 … ポイント数 × 0.8 × 7,000円 ポイント数の算出等は「再生医療等製品の治験に係る経費算出基準」別表2のとおり ただし、「O症例発表、P承認申請に使用される文書等の作成」については症例数を乗じないものとする。</p>	<p>P77 別紙6 再生医療等製品の製造販売後臨床試験に係る経費算出基準 I. 契約単位で算定する経費 1 直接経費 (4)契約準備費 当該製造販売後臨床試験を開始するための基本的準備に要する経費 算出基準 … ポイント数 × 0.8 × 7,000円 ポイント数の算出等は「再生医療等製品の治験に係る経費算出基準」別表2(L~N)のとおり ただし、「L症例発表、M承認申請に使用される文書等の作成」については症例数を乗じないものとする。</p>	再生医療等製品の治験に関するポイント表の見直しに伴う改正
4	<p>P78 II. 症例単位で算定する経費 1 直接経費 (1)臨床試験研究経費 当該製造販売後臨床試験に関連して必要となる研究経費(類似機器の研究、対象疾病の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等作成) 算出基準 … ポイント数 × 0.8 × 7,000円 × 症例数 ポイント数の算出等は「再生医療等製品の治験に係る経費算出基準」別表2のとおり ただし、「O症例発表、P承認申請に使用される文書等の作成」については症例数を乗じないものとする。</p>	<p>P78 II. 症例単位で算定する経費 1 直接経費 (1)臨床試験研究経費 当該製造販売後臨床試験に関連して必要となる研究経費(類似機器の研究、対象疾病の研究、多施設間の研究協議、補充的な非臨床的研究、講演や文書等作成) 算出基準 … ポイント数 × 0.8 × 7,000円 × 症例数 ポイント数の算出等は「再生医療等製品の治験に係る経費算出基準」別表2(A~K)のとおり ただし、「L症例発表、M承認申請に使用される文書等の作成」については症例数を乗じないものとする。</p>	再生医療等製品の治験に関するポイント表の見直しに伴う改正

No.	別表1 改正	P69	個々の治験に於いて、要素毎に該するポイントを求める、そのポイントを合計したものとその試験の ポイント数						
			要素			ポイント			
	ウエイト		I (0.1ト×1)	II (0.1ト×2)	III (0.1ト×3)	IV (0.1ト×5)	ポイント数		
A	治験製品の使 用経路	1	外用・経口	皮下・筋注	静注・ 点滴静注	動注・ 間隔内投与			
B	デザイン	2	オープン	単盲検	二重盲検				
C	使用期間 ※最初の使用 から最後の使 用までの期間	3	4週間以内	5～24週	25～48週	49週から2 年までに9点 イントを加算			
D	出庫回数	1	單回	2～5回	6～9回	10回以上			
E	治験製品管 理による調製 者による回数	3	室温	冷所又は遮光 ・冷冻	冷冻及び遮光 ・冷冻	超低温（- 80°C） その他特殊条 件			
F	保存状況	1				7回以上			
G	温度管理の有 無	2				有り			
H	盲検基剤漏 露の有無	2				有り			
I	單相か複数相 か	2	單相 0)	0)	2つの相同時 0)	3つ以上			
J	單科か複数科 か	2				3科以上			
K	同一の治験製 品での 臨床試験の数	2	1つ	2つ	3つ以上				
L	ウオッシュユア ウット時のブラ シ等の使用	2	有り						
M	特殊説明文書 等の 添付	2	有り						
N	治験製品の種 目	3	培養した細胞 培養した幹細 胞		遺伝子導入 細胞	人工多能性 幹細胞			
O	治験製品の回 収	2				治療依頼者に よる回収			
P	治験製品と同 時に 使用すること が定められた併 用薬	2	1種	2種	3種以上	回収			
Q	請求医の チエック	1	2名以下	3～5名	6名以上				
R	治験製品規格 数	1	1	2	3以上				
S	治験製品の管 理期間	1				×月数 (治験製品の保存・管理) 總びポイント数 (A～S)			

個々の治験について、要素毎に該当するポイントを求める、そのポイントを合計したものをその試験のポイント数とする。

個々の治療について、要素毎に該当するポイントを求め、そのポイントを合計したものをその試験のポイント数とする。

別表2 臨床試験研究経費ポイント算出表(再生医療等製品)

別表2

臨床試験研究経費ポイント算出表(再生医療等製品)

P70 各々の試験について、要素毎に該当するポイントを求め、そのポイントを合計したものとその試験のポイント数とする。

個々の試験について、要素毎に該当するポイントを求め、そのポイントを合計したものとその試験のポイント数とする。

要素	ワ イ ト	ポイント				要素	ワ イ ト	ポイント			
		I (ワイト×1)	II (ワイト×3)	III (ワイト×5)	IV (ワイト×8)			I (ワイト×1)	II (ワイト×3)	III (ワイト×5)	IV (ワイト×8)
A 疾患の重篤度	2	軽度	中等度	重症又は重篤		A 疾患の重篤度	2	軽度	中等度	重症又は重篤	
B 入院・外来の別	1		外来	入院		B 入院・外来の別	1		外来	入院	
C 再生医療等製品製造承認の状況	1	他の適用に於いて適用に於いて承認	同一適用に於いて承認	未承認		C 再生医療等製品製造承認の状況	1	他の適用に於いて適用に於いて承認	未承認		
D 有無	3	有り				D 対照治療の有無	3	有り			
E 治験製品の担当の経路	1	外用・経口	皮下・筋注	静注		E ポビュレーション	1				
F デザイン	2	オーバン	単盲検	二重盲検		F 観察回数	1				
G ポビュレーション	1	成人	小児・成入高齢者・障害者等	新生児・低体重出生児		G 臨床検査・自己覚症状観察項目数(受診回数)					
H 授与期間	2	4週間以内	5~24週	25~48週さらに49週以降は24週毎に5ポイントを加算		H G	2	25項目以内	26~50項目	51~100項目	101項目以上
I 観察回数	1	5回以内	6~20回	21~25回	26回	J					
J 臨床検査・自他覚症状観察項目数(受診回数)	2	25項目以内	26~50項目	51~100項目	101項目以上	K					
K に特殊な場合等がある場合はどのように工夫せよとする	1					L					
L 井侵襲的な機械検査・画像診断等	1		5項目以下	6項目以上		M					
M 病理スライド作成	2		ワイト×回数(0回)			N					
N 侵襲を伴う検査・測定	4		ワイト×検査・測定回数(2回)			O					
O 生検	4		ワイト×生検回数(1回)			P					
Q 診療報酬点数のない診療報酬法を修得する関係者の総ポイント数	10	1~10人	11人以上			Q					
		(A~N)	(O~Q)								

現行											
個々の試験について、要素毎に該当するポイントを求め、そのポイントを合計したものとその試験のポイント数とする。											
別表2 臨床試験研究経費ポイント算出表(再生医療等製品)											
A 疾患の重篤度	2	軽度	中等度	重症又は重篤		A 疾患の重篤度	2	軽度	中等度	重症又は重篤	
B 入院・外来の別	1		外来	入院		B 入院・外来の別	1		外来	入院	
C 再生医療等製品製造承認の状況	1	他の適用に於いて適用に於いて承認	同一適用に於いて承認	未承認		C 再生医療等製品製造承認の状況	1	他の適用に於いて適用に於いて承認	未承認		
D 有無	3	有り				D 対照治療の有無	3	有り			
E 治験製品の担当の経路	1	外用・経口	皮下・筋注	静注		E ポビュレーション	1				
F デザイン	2	オーバン	単盲検	二重盲検		F 観察回数	1				
G ポビュレーション	1	成人	小児・成入高齢者・障害者等	新生児・低体重出生児		G 臨床検査・自己覚症状観察項目数(受診回数)					
H 授与期間	2	4週間以内	5~24週	25~48週さらに49週以降は24週毎に5ポイントを加算		H G	2	25項目以内	26~50項目	51~100項目	101項目以上
I 観察回数	1	5回以内	6~20回	21~25回	26回	J					
J 臨床検査・自他覚症状観察項目数(受診回数)	2	25項目以内	26~50項目	51~100項目	101項目以上	K					
K に特殊な場合等がある場合はどのように工夫せよとする	1					L					
L 井侵襲的な機械検査・画像診断等	1		5項目以下	6項目以上		M					
M 病理スライド作成	2		ワイト×回数(0回)			N					
N 侵襲を伴う検査・測定	4		ワイト×検査・測定回数(2回)			O					
O 生検	4		ワイト×生検回数(1回)			P					
Q 診療報酬点数のない診療報酬法を修得する関係者の総ポイント数	10	1~10人	11人以上			Q					
		(A~N)	(O~Q)								

注) 1. 上記要素のうち、分類が困難な事項については治験依頼者と協議したうえでポイントを決定するものとする。

注) 1. 上記要素のうち、分類が困難な事項については治験依頼者と協議したうえでポイントを決定するものとする。